

## 【長野県と県内全77市町村からのお知らせ】

平成30年度から、原則**全ての事業主の皆様**が

**個人住民税の特別徴収義務者に指定**されます！

現在特別徴収を行っていない事業主の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いいたします。

これに伴う長野県よりの資料を

下記リンク先をクリックし、ご一読ください。

**個人住民税の特別徴収に関するリーフレット**

**添付資料(概要)**